

入札監理小委員会
第471回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第471回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年9月1日(金)14:14～15:36

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○大型計算機システム等の運用業務、基幹ネットワークシステム等の運用業務、情報セキュリティ対策システム等の運用業務（(国) 日本原子力研究開発機構）

○情報通信業基本調査（経済産業省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員、
廣松専門委員、

（(国) 日本原子力研究開発機構）

契約部契約第2課 菊池課長

システム計算科学センター情報システム管理室 久野マネージャー

システム計算科学センターOAシステム室 庄司マネージャー

（経済産業省）

大臣官房調査統計グループ企業統計室

澤野室長、清田参事官補佐、守屋参事官補佐、吉町参事官補佐、

田村統計コンシェルジュ専門職

（事務局）

池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第471回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の大型計算機システム等の運用業務、基幹ネットワークシステム等の運用業務、情報セキュリティ対策システム等の運用業務の実施要項（案）、2番目に、経済産業省の情報通信業基本調査の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の大型計算機システム等の運用業務、基幹ネットワークシステム等の運用業務、情報セキュリティ対策システム等の運用業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構システム計算科学センター情報システム管理室、久野マネージャーよりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○久野マネージャー 原子力機構情報システム管理室の久野でございます。よろしくお願いたします。

それでは、説明させていただきます。原子力機構では、東京電力ホールディングス、福島第一原子力発電所事故への対応、原子力の安全性向上研究、核燃料サイクルの研究開発、放射性廃棄物の処理処分技術開発の主要4プロジェクトとはじめとする幅広い研究分野の研究開発を実施しております。

これから説明させていただきます3つの運用業務は、これらの研究開発活動を進めるために必要不可欠な情報インフラとなっています大型計算機システム、基幹ネットワークシステム、情報セキュリティ対策システム、これらの運用にかかわる業務を実施するものです。

本運用の業務につきましては、平成27年度から民間競争入札を実施しました原子力機構基幹情報システムの運用支援業務の第2期目となるものです。第2期目としましての予定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となります。

本日は、第1期目について協議、審議していただいた結果を踏まえまして、第1期目からの変更した点を主に説明させていただきます。

まず、応札者の拡大に向けた新たな取り組みですが、参考資料があるかと思うんですが、済みません、後ろのほうにこのような参考資料があると思うんですが、その1枚目です。タイトルが大型計算機システム等の運用業務の概要という資料になります。

第1期分のここに業務概念図が記載されているんですが、第1期目では、左下の業務内

容のところに記載がありますように、大型計算機システム、あとは画像処理とか。

済みません、指している資料が違いました。ごめんなさい。

業務内容のところに①から⑨まで大型計算機システム、あとは、画像処理、セキュリティ、ネットワークと幅広い業務内容を1つの事業として求めていましたが、第2期目では、左下にあります業務内容のところの①東海地区大型計算機システムの運用支援業務、③の画像処理支援業務、④の利用支援業務、この3つを大型計算機システム等の運用業務、そして、⑥の基幹ネットワークシステムの運用支援業務、これを基幹ネットワークシステム等の運用業務、それと、あとは⑤の情報セキュリティ対策システムの運用支援業務、これを情報セキュリティ対策システムの運用業務としまして、3つの独立した事業に分割することとしました。

これによりまして、例えばネットワークシステムについては精通していても、スーパーコンピュータのことについては得意としていない業者さんでもネットワークシステムの案件には応札が可能となるなどの効果が期待できるものと考えております。

また、第1期目の入札に参加しなかった業者にヒアリングした際に、27名の要員を確保するのが困難だとの結果もございました。

今回、3つの事業に分割したことによりまして、大型計算機システム等の運用業務が6名、基幹ネットワークシステム等の運用業務が8名、情報セキュリティ対策システムの運用業務が8名と、1事業当たりの要員数が10名以下となりますので、応札者の拡大が期待できるものと考えております。

また、原子力機構の一部の業務と放射線医学総合研究所が統合しまして、量子科学技術研究開発機構が平成28年4月1日に発足しております。これに伴いまして、第1期目の業務内容に含まれていました業務を一部量子科学技術研究開発機構のほうに移管しておりますので、今回の事業からは抜いてございます。

参考資料の業務内容のところにあります⑦の那珂地区大型計算機システムの運用支援業務、それと、⑧の高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務、それと、⑨の関西地区情報システム関連機器の運用支援業務の3つが量子科学技術研究開発機構に業務を移管した部分となります。

また、②にあります柏地区情報システム関連機器の運用支援業務につきましては、運用対象の整理統合など、業務内容を見直しまして、第2期目からは廃止することといたしました。

このように、高崎地区、関西地区、那珂地区、あとは柏地区での業務がなくなったことから、業務遂行場所が茨城県の東海村に限定されることとなりますので、これについても応札者が拡大するものと考えております。

なお、分割しました3事業の概要につきましては、次ページ以降、2枚目以降のとおりとなっております。分割したことによりまして、資料上、各事業の業務内容が増えているように見えるかと思いますが、仕様案のほうに記載している業務内容を記載しているものでして、第1期目から業務内容の変更はございません。

続きまして、業務内容の明確化ですけれども、ここからは3事業とも実施要項(案)が同様の記載内容となっておりますので、大型計算機システム等の運用業務の実施要項(案)を用いて説明させていただきます。資料の1-2となります。資料ナンバーがA-2です。

まず、A-2の4ページをごらんください。ここに業務内容が記載されているんですが、ここで丸数字で記載している業務については、第1期目のときには「運用支援」ということで記載していたんですが、「支援」という言葉が幅広く受けとめられるのではないかということから、見直しを行いまして、「支援」部分を削除しまして「運用」としております。

具体的には、例えばここで言う1)の②から⑧については、この資料の「運用」という語尾に運用支援ということで「支援」が入っておりました。第2期目ではその「支援」を抜いたということになります。

次に、同じ資料の52ページから53ページにかけてごらんいただければと思います。第1期目で技術者の業務経験年数を何年以上と限定していたんですが、今回、業務に必要な資格等の要件を見直しまして、一部の業務につきましては何年以上が望ましいというふうに変更してございます。この変更によりまして、業務に必要な要件を緩和しております。

この資料で、語尾のところに「望ましい」と記載されている部分が幾つかございますが、これらの箇所が限定から望ましいと要件を緩和したところになります。

ここからは変更ではございませんが、確保されるべき対象業務の質について説明いたします。参考資料のほうにも概要は記載しておりますが、このA-2の資料の5ページのところをごらんください。(4)番のところになります。

3事業ともシステムの可用性として正常稼働率を98%以上としております。これまでの実績におきましても99%以上が達成されているところです。

また、情報漏えいや24時間以上のシステム停止といった重大障害につきましては0件

としております。

利用者支援業務につきましては、満足度調査として、問い合わせから回答までに要した時間、説明のわかりやすさ、正確性、担当者の対応を問うアンケートを実施しまして、その平均点が100点中75点以上を目指すこととしております。

この確保されるべき対象業務の質につきましては、第1期目と同様の内容でございます。

最後に、情報の開示について説明いたします。本資料の25ページをごらんください。

従来の実施方法につきましては、その経費、人員数、目的達成の程度などを、ここにあります別紙2で開示しておりますが、対象設備のハードウェア及びソフトウェアに関しては、情報セキュリティ上の観点から詳細を公開していないものがございます。基幹ネットワークシステム、情報セキュリティ対策システムの詳細な情報になるんですが、これらにつきましては、入札を希望する者からの依頼に応じまして情報開示を行うこととしております。

この情報の開示につきましても第1期目と同じ内容でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりにしたいと思います。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○大山専門委員 ありがとうございます。3つに分けてこういう分割した調達をやるというのは理にかなった話だと思っているんですが、惜しむらくはですが、大型計算機システムのこのところなんですけれども、これはやはり仕様書を見ていると、まだちょっとわからないところがある。ここについてちょっと質問させてください。

したがって、資料はA-2の70分の60ページ、別紙2。何でここに引っかかったというと、画像処理と書いてあるので。画像処理だと、いろいろなものはあるんですけれども、多分このシステムで大型計算機の中に乗っているソフト云々があるのではないのかと僕は思うんですけれども、それとも新しく何か持ち込めと言っているんでしょうか。

というのは、1)の③に画像処理システム利用マニュアル整備、配布と書いてあるんですけれども、マニュアルはもうできているんじゃないですかという質問なんです。これを書くということは、何を要求されているのかというのは読んだ側はちょっと気になる。それと、どんなソフトかによっては、なおかつ支援しろと言われたって、あるいは、まさしく画像処理支援なので、支援しろと言われてもわからないんじゃないかという気がするん

です。

ここについての説明がほかにあるかと思ったら、見ると、ここだけなんです。この辺についてどうなっているのかというのをちょっと教えていただければと思うんですけども。

○庄司マネージャー お答えいたします。委員のおっしゃったとおり、画像処理のソフトウェアというのがスーパーコンピュータのほうに、AVSであるとか、2つほど乗せているというか、スパコンでサービスする画像ソフトがあって、その利用支援が一番であるとか、あとは、その遠隔表示装置であるとかという設備がありまして、そういうものが1)番とか2)番とかになっているんですけども。

これと関連というか、スパコンではなくて、MicroAVSというソフトが研究者の間で普及しておりまして、我々のAVSとそれらとの連携というか、そういった使い方もあったりとかして。

それで、スパコン以外のMicroAVSの利用方法についても、我々のほうでユーザーに手順書とか、メーカーのものはもちろん存在しているんですけども、簡単なものを、入り口の部分というんですか、そういうものを整備してご支援するというような業務がこの3)のところに書いてございます。

○大山専門委員 そうすると、今のお話のところで、ある程度はわかるんですけども、今の説明いただいた内容というのはどこかに書いてあるんでしょうか。あるいはその情報をどの時点でどう開示するのか。パターンがいろいろあると思うんです。その辺についてはどうお考えなのかというのを教えていただきたいのと、それから、そのソフトがわからないとこれが引っかけかと思うんです。ほかのところは、スーパーコンピュータについてもいろいろな形で見せてもらえるんだろうと思うんですけども、その点でこの画像処理支援が一番気になるものですから、あえてお聞きするんですけども、どこかに書いてあるんですか。僕が見落としているならいいんですけども。

○久野マネージャー 済みません。その辺のソフトウェアのことに关しましては、資料中の33ページになります。対象設備のハードウェア及びソフトウェア一覧表がございまして、その、34ページからソフトウェアの話とかその辺が記載されています。それ以外にも、画像処理サーバのことについても資料の42ページから記載のほうがされております。

ちょっとこれだけではわかりづらいでしょうか。

○庄司マネージャー ここに今、ご説明したのは、スパコンに搭載されているAVSであるとか、さっき言い漏らしたんですけども、EnSight、Gsharpというアプリ

リケーションなんですけれども、先ほど私が言いましたユーザー側が持っているM i c r o A V Sについても、先ほどの仕様の部分に書かれていて、先生がおっしゃるとおり、済みません、この中にそのユーザーの持っているM i c r o A V Sについては書いていないところがないです。

そういう意味では、この対象設備の中に書き漏らしているという。先ほどの三十何ページでしたっけ。少なくともM i c r o A V Sの名前というか、明示ぐらいはすべきかと思えます。

○大山専門委員 あと、支援の範囲には何らかの新しいソフトを導入するようなどきに対する話も入るんですか。要は、これで全部なのかというのがまずあって、これで全部だとすれば判断つくと思うんです。それで、それ以外に支援している、あるいは業務をやっている間に、支援業務なので、こういう目的のためのソフトは、自分たちが選んだこれを使いたいのでとかいうのが追加されることもあるということなのか、あまりそれはないという、あるいは、そこは相談なんだという話なのか、そういうのが気になるような気がするんです。

○庄司マネージャー まず、スパコンシステムについては、新しいソフトを入れるということはない。

○大山専門委員 ないですか。

○庄司マネージャー はい。

ただ、利用者側が自分たちの。

○大山専門委員 自分たちのほうね。

○庄司マネージャー 受けるときに支援を求めることはあって、それは利用支援という業務の中で実施することがあります。

○大山専門委員 それは市販のやつですよ。

○庄司マネージャー もちろんそうです。

○大山専門委員 そういうことですよ。

○庄司マネージャー はい。

○石堂主査 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございました。1点確認ですけれども、今回の仕様の中で条件を緩和した部分とあっていて、作業経験と運用経験を望ましいというような形に

変えたということではあるんですが、あと、もう1つ、業務に従事する要員数については、ここに一応目安という形で書かれていて、何名程度というふうに書かれているんですが、一方で、評価基準のほうで、各要員に関して何年以上やると何点というような形があって、どちらかであればいいような気がするんですが、これは人数が目安になっていて、目安になっている一方で、この人が何年以上だったら何点というふうになってくると、この人数のほうの目安は事実上、縛りがかかっているように見えるんです。

結局、A、B、C、D、E、例えば資料4の53ページだと、運用技術者A、B、C、Dというふうに4名書いてあって、それぞれ、例えばA、Bの人とか、画像処理のほうもそうですが、この人が何年以上だったら何点というふうになっているので、事実上、この4名アサインしないといけないように見える。いわゆる「程度」というふうに前のほうでは書きつつも、後ろのほうで、結局4名用意しないと何か技術点が下がるように見えたりもするわけですけども、この辺の整合性はどのようにお考え。

○庄司マネージャー 目安といいながらも、確かに4名暗に求めているように思われる可能性もあると思うんですけども、一応この総合評価の加点項目ですので、追加点をもらおうという考えですので、必ずしも獲得しなくてもよいかとは思っています。

ただ、我々としては、やはり望ましい形で提案いただいたものを得点を高く評価したいということがありまして、こういった加点表にしてございます。

○小尾専門委員 例えば画像処理とか運用支援はもともと1名なのでいいと思うんですが、では、例えばこの4名ではなくて3名に減らす場合に、53ページに書いてあるこの運用技術者A、B、C、Dと書かれている4名のうち誰を減らせばいいんだということだと思うんです。

事実上、この書き方を見ると、結局A、B、C、D、4人アサインしないといけないように見えているので、結局業務に従事する要員数のところに「程度」と書く意味がないのではないかというふうにも見えるんですが。

○菊池課長 契約担当課の菊池と申します。よろしく申し上げます。

この52ページの業務に従事する要員数というのは、あくまでも請負契約ということで、4名程度と書かれておりますけれども、こちらとしましても、この業務内容を見た場合には4名程度が妥当だろうということで、あくまでもこの標準要員数4名程度ということで参考値として出しているものです。

これに対して業者のほうが今回の仕様の中身を見まして、4名程度か、場合によっては

3名になるかと思いますが、そういう意味で、こちらのところについては、こちらの考え方として標準的な人員はこの程度が妥当だろうということでこの数字、人数を載せているわけです。

○小尾専門委員 それはわかるんですが、結局、8で業務に必要な資格等のところの記載内容を見ると、これが要件になってしまうとすると、例えば運用技術者C、Dというのは3年以上、1年以上というふうに書かれていて、この人たちは必ず用意しなければいけない。一方で、A、B、これも運用経験8年以上とか5年以上というふうに書かれているので、結局、この人たちも用意しなければいけないようにも見えている。

そうすると、業者側の裁量はもうないのではないかというふうにも見えるんですが、4名程度ではなくて、4名でもいいような気もするんですけども、この辺はどうですか。

○菊池課長 ここを、請負契約ですので、こちらのほうとしても、4名と限定するわけにはいきませんので、あくまでも参考値としてこの仕様の業務内容は4名程度でできるだろうということ。

ここをあくまでも4名ということにしてしまいますと、請負の観点からちょっと外れるところがありますので、そこは標準的な数字が妥当だというふうに考えています。

○小尾専門委員 わかりました。そうすると、結局8の部分の記載をもう少しわかりやすい形に変えていただかないと、いわゆる応札側が自分たちの創意工夫というか、自分たちの考えに基づいて3名にした場合に、この8の記述と矛盾しないのかとか、あとは、技術点でその部分を、結局低く評価されてしまうことになる可能性があるわけです。でも、C、Dが入っていないからいいのか。

その辺はちょっとあれなんですけど、例えば自分たちが一生懸命工夫をして、少ない人数で安くそれがちゃんとできるということを考えて応札してきたにもかかわらず、何かそれが評価されないみたいな形になるようにも見えるので、どういうふうに書けばいいか、節回しではないですが、少し考えていただいたほうがいいのかというふうに思います。

○庄司マネージャー 総合評価ですので、我々の要望というかスペックについて望ましいというふうに変えているところに、近い提案をしたところを有利にというか、得点を配置するというのはよいのだとは思いますが、ただ、おっしゃるとおり、では、例えばここで言っているCの人がいなくても、その提案が有効な提案として認められるかどうかというのがわかりにくいということであれば、そのようなこともわかるように明示する文章を入れるなり、工夫したいと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 私もこの資格のところでは望ましいとつけたのはあまり意味がないと思っています。例えば5年以上が望ましいとあって、1年でもいいのかとか、0でもいいのかとか。やはり民間はこういうのを見たときに、コンサバに見ているので、望ましいというのは5年以上なんだとやはり思いますよね。

やはり書かれていることが矛盾して見えるんです。7に書いてあることと8に書いてあることと。応札者に対して迷わせるような表記というのはよくないと思うんです。だから、機構さんが民間に任せようと思っているのか、任せた提案を総合評価で優劣をつけるという形でやるのか、何人出せというふうに決めるのかというようなことの姿勢をはっきりしたほうがいいと思います。民間はそれをかたみに見ていると思います。

あと、もう1つは、先ほどの出なかった原因、理由として、体制のほうといわれているんですから、その意味では、私はやはり民間に自由に出させて、総合評価で評価すべきだと思います。

今、おそらくコンピューター業界というのはどこでも人員が逼迫しているので、こういうふうにして全ての要員に対して実績を求められたら、大変きついのではないのかと思います。

それから、あと、A-2で、55ページの特記事項14というのがありまして、(1)「受注者は、原子力機構が、原子力に関する云々」と書いてあって、3行目に「原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し」と書いてあるんですが、この安全性は何に係るんですか。何の安全性を意味するか。

○庄司マネージャー これは我々の請負業務等に大体一般的に書いていることなんですけれども、文章なんですけれども、我々原子力機構は頭に原子力にかかわる仕事をしているということで、そういう原子力事故とか、そういうことについて、この業務はあまり直接かかわらないんですけれども、そばに管理区域があったりとかもするということで、そういう原子力事故に対する配慮という意味だと私は理解しているんですけれども、いいですか。

○菊池課長 こちらの特記事項に書かれている安全性の配慮については、これは定型的な文章ではあるんですけれども、やはり機構の中で作業をやってもらうには、今、言ったのも含めて、作業の安全上、いろいろあると思いますので、その辺を考慮しながら遂行してくださいということで、こちらの特記事項として書かせていただいています。

○井熊副主査 そうすると、やはりこういう原子力関係の機構さんで応札者の数が少ない

ということに関して、やはり原子力関係ということに対して要らぬ不安を民間に与えないような配慮が必要ではないかと思えます。

それで、その意味において、今、申し上げているような、安全区域があるのであれば、そういうところへの侵入とかというような配慮というようなことで、具体的に書いたほうがいいのではないかと。何かこういうことを書いてあると、このシステムそのものが原子力関係の業務にかかわる安全性に関係するののかという要らぬイメージを与えてしまうのではないかと思えます。

○菊池課長 こちらの業務について、先ほどこちらが説明した原子力云々の話はないと思っておりますので、あくまでも請負するに当たって、一般的な安全上のことがあるかと思えますので、その辺のことを安全性に配慮してということで、定型的なところで入れさせておりますので。特に先ほど言ったような原子力事故とか、そういう話には一切なっておりませんので、これはあくまでも作業をやっていただく上ではうちの規程を遵守して、安全性に配慮して行ってください。

○井熊副主査 いや、ですから、そうであればそう具体的に書けばいいんだと思うんです。

○石堂主査 先ほどの議論と一緒に、これを読む業者が誤解のないようにといたしますか、そちらが伝えたいことがより正確に伝わるような表現を検討してくださいということに尽きるかと思うんですけれども。

○菊池課長 わかりました。この条文については、安全性というのはどういうものかというのを定義させていただきますので、そういうことで対応したいと思っております。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 同じように、入札要項(案)を見ますと、資料A-2なんですけれども、私も幾つかちょっと表現がわかりづらいというか、私が理解できないのかもしれないんですが、同様に先ほどのA-2の70分の53の業務に必要な資格で、大型計算機システムの運用経験が8年以上、スーパーコンピュータの運用経験は5年以上となっていて、大型計算機システムというのは、済みません、私は何を指しているかが、一生懸命読んだんですけども、スーパーコンピュータ以外に何かそういうシステムがあるのかというのはちょっと読み取れなくて、そうすると、結局8年以上必要なのかというふうに読めたんですが、ちょっとそこが私はわからなかったんです。

なので、スーパーコンピュータ以外の何が大型計算機システムと呼ばれているものなのかが少しわかるほうが理解しやすいのかと思いました。それが1点です。

もう1点なのですが、70分の51で、5番で実施期日等というところに経費の件が書いてありまして、定常外業務というものがあつた場合には契約書別紙に基づき支払うと書かれていまして、もう1点、70分の27の業務実績というのを見ると、業務の繁忙状況というところでは、定常業務が中心であるが、以下の非定常業務が発生しているとなつていまして、定常外業務と非定常業務というのが同じ意味なのかがちょっとわからなかつたんですが、要は、これは別途お金がもらえるということなのか、もらえないということなのかちょっと読み取れなくて、そこによって、多分入札する方は金額も変わつてくると思ふますので、ちょっとその辺がわかるように。

その2点なんですけれども。

○菊池課長 今回の定常内業務と定常外業務の位置づけですけれども、定常外業務については52ページの米印のところを書いておりますけれども、トラブル発生時の対応とか、地震とか、緊急時に対応していただいた場合には別途支払いますということにしております。仕様書の中でこの定常外、トラブル発生というのはどういうものかわかりませんので、定常内という定常外という位置づけでここは明確に分けているところでございます。

○庄司マネージャー それと、大型計算機とスーパーコンピュータのお話ですけれども、この契約は昔からやっているもので、それこそスーパーコンピュータと呼ばれるものがない時代から、いわゆる研究所でみんなで共同で使うメインフレームの汎用コンピューターみたいなものを大型計算機と。世の中に大型計算機しかなかった時代です。

その後、その中でも規模の大きなものがスーパーコンピュータというふうに分類されまして、我々のところで、スーパーコンピュータそのものではなくても大型計算機という、この経験が8年以上あつて、従来ですと、なおかつ5年以上それを経験した人が望ましいと思つていたんですけれども、今回、その5年の経験は、先ほど井熊先生がおっしゃいましたけれども、ゼロでもいいのかという意味では、我々、今回はゼロでもいいというふうに思ひまして、今回、望ましいにさせていただきました。

要は、スーパーコンピュータに比べて小さいコンピューターの経験であっても運用はできるだろう、最低限できるだろうというふうに思ひしております。

○宮崎専門委員 内容は理解できたんですけれども、そうしますと、大型計算機システムの定義なり何かをどこかに入れていただければよろしいかと思ふのが1点と、そうすると、先ほどの70分の27の実績は非定常業務というのが、先ほどの定常外業務のことをいっているのか、そうではないのかという点だけ明確にさせていただけるように。

○庄司マネージャー ごめんなさい。非定常業務というのは書き間違いというか、定常外業務です。

○宮崎専門委員 わかりました。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、幾つか記入の追加なり、また、記入内容の精査ということがあったように思いますので、原子力研究開発機構さんにおきまして、引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に手続を進めるようお願いしたいと思います。

なお、委員の皆様、先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（日本原子力研究開発機構退室、経済産業省入室）

○石堂主査 それでは、経済産業省の情報通信業基本調査の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室、澤野室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○澤野室長 澤野でございます。今日はよろしくどうぞお願いいたします。

担当から詳細にはご説明申し上げますけれども、まず、最初に私どもの問題意識を若干ご紹介させていただければと思っております。

私ども4つの統計を今、持っております。今回の情報通信業基本調査を含めまして4つなんですけれども、既に10年前から企業活動基本調査という別の統計で、公サ法のお世話になっております。その結果が非常にいいものですから、今年は情報通信業基本調査をご審議いただき、来年もう1本全部で3つの統計を公サ法で見ていただくかというふうに考えております。

昨年のGDPの精度の問題に端を發しまして、統計の精度について非常に厳しく問われ

ております。私どももできるだけ役人の資源を精度のほうに向けたいと思っています。手足の部分はできるだけ民間事業者にやっていただいて、我々はそれをしっかりとチェックして、最終的な数字の責任を負いたいというふうに考えております。

外注化すると、中身がどうしてもブラックボックス的にならざるを得ないものですから、中身をどうやって検証するのかというところが非常に大きく私どもの関心になっております。この点で先生方の「スペックがきついのではないか」というご指摘と、我々の、「そうはいっても精度が大事なんです」というところのトレードオフが起きてしまうのかという懸念はございます。

そういうことで、今日は我々の問題意識についても、機会があれば、適宜、Q&Aの中でご説明したいと思っております。そのような状況も踏まえまして、ぜひよい仕様書にしたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、前置きが長くなりましたけれども、担当のほうから説明させていただきます。
○吉町参事官補佐 それでは、情報通信業基本調査を担当しております吉町と申します。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の中で最後に添付されているかと思いますが、資料B-4の情報通信業基本調査についてという調査の概要を簡単にご説明させていただきたいと思えます。

私どもの情報通信業基本調査といいますのは、日本標準産業分類の大分類G、情報通信業を営む企業の実態把握ということで、それらの実態を把握して、行政施策の資料に使用するということを目的にしております。

創設は平成22年から調査を実施させていただいております、これは私ども経産省と総務省の2省の共管で調査を実施しております。この22年の調査開始当初から、一部外注をしてこの調査を実施させていただいているわけでございます。

それから、調査の種類といたしましては、調査票①から⑥と6種類の調査票がございます。調査票①というのは、調査票②から⑥の、情報通信業の中には、通信業でありますとか放送業、あるいは、情報サービス業といった、分類でいいますと中分類レベルになりますけれども、それらの業種がございます。それらの業種の実態を横断的に把握するために、共通事項調査ということで、企業全体の活動がどうであるのか。企業の多角化でありますとか、国際化、そういったところの観点から企業横断的、業種横断的に見る調査ということで調査票①を実施させていただいております。

それから、調査票②から⑥といたしますのは、それぞれの業種の業務実態を詳細に把握するための固有調査事項を設定して、それぞれの業種を5種類の調査票に分けて調査を実施してございます。

それで、今、私どもで所管してございますのは、そのうち調査票①、それから、調査票④、これにつきましては、2省の共管で実施させていただいております。それから、調査票⑤情報サービス業、それから、調査票⑥の映像・音声・文字情報制作業につきましては、私どもの所管ということで、責任を持って審査、集計をさせていただいているということでございます。

それから、この調査は統計法の一般統計調査ということで、調査対象につきましては報告の義務はないという調査になってございます。

それから、調査対象としては、資本金3,000万円以上を対象としているということで、一部総務省の所管部分については悉皆で調査もされているという状況でございますが、私どもで所管している部分については資本金3,000万円以上の企業を調査しているということでございます。

次に、調査対象数でございますけれども、総務省、経産省トータルで約9,000企業が対象になってございます。私どもの所管分而言えば、約7,000企業を調査対象としてやっております。

調査方法につきましては、郵送で調査票を配布いたしまして、回収につきましては郵送あるいは政府のオンラインシステムを利用した回収の二通りの回収でやっております。

回収率につきましては、約60%ということで、これは精度にかかわる部分でございますので、実施要項(案)にも書いてございますけれども、最低限60%以上を目途に回収していただくということでやっております。

それから、調査期日につきましては、毎年3月31日時点の状況を調査するということでございます。

それから、調査期間については、毎年6月16日から8月15日を提出期限として調査を実施してございます。

以下、調査票①の調査項目事項でありますとか、次に、情報通信業基本調査について、②ということで、これが私どもの所管している部分でございます。2階票とっておりますが、調査票④については、インターネット附随サービス業。これは総務省との両省の共管でやっているわけでございます。それから、調査票⑤は情報サービス業。これは私ども

の所管で調査してございます。それから、調査票⑥が映像・音声・文字情報制作業ということで、これも経産省の所管で実施してございます。

簡単に調査の枠組みということで図表を示してございますが、調査票①というのは、先ほど言いましたように、業種横断的に把握している調査項目を設定しているものですから、調査票②から⑥に該当する企業全てに調査票①の調査票を配布して調査をしてございます。

それから、調査票②～⑥というのは、各業種固有の調査事項を設定している調査業種でございますので、私どもの所管で言いますと、インターネット附随サービス業、それから、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、調査票④から⑥をお配りしているということでございます。

ただ、この調査はアクティビティ調査といたしまして、企業が、例えば情報通信業の中でも通信業と放送業をやっていたりとか、あるいはインターネット附随サービス業をやっていたりとか、情報サービス業をやっていたりとか、複数の事業をやっている企業が当然あるわけございまして、そういった企業については、全ての該当する調査票をお配りしてやっているというアクティビティの調査ということで、調査的にはかなり複雑な調査ということになってございます。

以上が情報通信業基本調査全体の調査の仕組みでございます。

それから、実施要項（案）の最後でしょうか。別紙3ということで、外注に出している範囲をお示して、図表にしてございます。その中でちょっと申し上げますと、黒枠の太線の範囲内が民間開放の対象業務ということで、外注に出している範囲でございます。

まず、調査を実施するに当たりましては、調査対象の名簿を作成しなければなりません。それから、調査票の原稿作成、そういったものにつきましては、私どものほうで調査票の原稿なり、記入要領なりを作成して原紙をお渡しして、印刷関係などにつきましては外注業者にやっていただくという中身でございます。

調査対象の選定につきましても、初期名簿とっておりますが、私どものほうで調査対象を選定した名簿を請負業者に提供して、請負業者がその名簿に基づいて調査票を配布するという形の流れになってございます。

それから、この枠の中に、5月中旬に初期名簿を、全対象の7,000企業に対して調査を実施しますという事前のお知らせのはがきを流しております。これの目的は何かと申しますと、要するに、私どもが選定した調査対象に正確に調査関係用品が届くのかどうか。既に廃業されている可能性も当然あるわけございまして、事前にお知らせのはがきを配

布いたしまして、その時点で宛先不明戻りでありますとか、あるいは、企業から担当部署が違いますとか、移転していますとか、そういった情報が当然出てきます。そういった情報を請負業者に修正していただいて、調査関係用品を配布する前に名簿をクリーニングしていただいて、調査関係用品の発送に当たっていただくという形でございます。

実際、調査関係用品の発送につきましては、調査開始時期が6月16日から行いますので、発送のタイミングとしては6月の上旬から中旬にかけて調査関係用品を発送していただくということでございます。

回収につきましては、8月15日が提出期日になってございますので、8月15日時点で回収をしていただくわけでございますけれども、当然その時点では、回収率はまだまだかなり低い状態で、現状でいいますと、大体40%ぐらいの回収率しか得られません。

その後、やはり回収率を高めていくために、督促業務として督促状の配付、電話督促などをやっていただいております。その時期としましては、大体、提出期日が終わった8月末から9月末にかけて電話督促を2回ぐらいに分けてやっていただく。それから、督促状も、これは私どもの調査実施者名で督促依頼というものを、公文書を出してございます。その公文書は私どもで作成して、請負業者にお渡しして、督促状も発送していただくという形で督促業務を行い、大体年内ぐらいまでには60%を超えるような回収率を得られるような努力をしていただいているわけでございます。

その後、請負業者には、当然調査票が提出されたら、その個票審査というものをやっていただいております。これは、どうしても統計の精度を高めるためには、その個票審査というものは必要不可欠なものでございまして、どういった審査をするかといいますと、前年のデータとの乖離、例えば桁ずれがあるのかどうかとか、それから、あとは調査項目の段ずれ等も考えられますので、前年この項目に記入はあったけれども、今年は記入がないとか、あるいは、その逆もあります。そういった場合は、段ずれ等のミスも考えられますので、そういったところのチェックをしていただく。

そういったところのチェックをしてエラーに引っかかったところにつきましては、疑義照会をしていただいて、今回提出いただいた記入内容に誤りがないかどうかという確認をしていただいております。

そこで誤りがあったということが判明した場合については、正しい数字を報告いただいて、当初のデータを修正していただくという形でございます。

それが大体6月16日から実施しますので、五月雨式に返ってくるわけですが、

ピークというのはどうしても8月15日の提出期日前後、あるいは、督促を実施した9月上旬、あるいは、9月末ぐらいがその審査のピークということになってまいります。

それから、それらの集計結果をしていただいた個票データを私どもに提供いただいて、当然私どもも調査実施者としての責任がありますから、私どものほうでも二重のチェックをいたします。そこで、やはり前年度と比べて大きな差があるようなところはもう一度再照会をかけてくださいとか、そういった指示をして、最終的に集計を固めるということをやっております。

あとは、データ移送ということで、これは報告者負担の軽減を図る観点から実施しておりますけれども、類似の調査がございますので、そういった調査についてはこの情報通信業基本調査にデータ移送をして報告者の負担の軽減を図っております。一番大きいのは、企業活動基本調査というものがございまして、これは私どもで実施しておりますけれども、私どものこの情報通信業基本調査の調査票①と同様な調査項目を設定してございますので、この調査票①につきましては、企業活動基本調査と重複する企業につきましては、データ移送をしておりますので、直接私どものほうから調査票①を送付して回収するというようなやり方はしてございません。

あと、データ移送の関係で言いますと、法人企業統計でありますとか、科学技術研究調査でありますとか、類似の調査項目がございますので、そういった類似の調査項目については一部データ移送をしていただいております。

そういったものが請負業者にやっていただく作業でございまして、最終的に私どもが提示する個票審査要領に基づいた審査と、それから、アウトプットの集計表の作成までを請負業者にやっていただくということでございます。それ以降の作業につきましては、私どものほうで最終的な集計表を検証、分析して、概況を作成して、公表に至る。例年毎年3月末に公表するというような状況でこの調査を実施しているわけでございます。

以上、簡単でございますけれども、調査概要と、それから、請負業者の範囲についてご説明させていただきました。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私のほうからさせていただきますけれども、素人なものであれなんですけれども、交付要項を見せていただきましたら、審査ツールとかの話が出てくるんです。先ほどの審

査の部分を使うんでしょうけれども、それから、集計ツールもその業者さんのほうに作成して運用、処理せよというのが含まれているようなんですけれども、これはそもそも中身的に言えば、内容的にどんなものなのかというのと、それから、どのくらいのお金がかかるというふうに経産省さんとしては考えているのかというのを。

○吉町参事官補佐 まず、前者のほうでございますけれども、これは先ほど言いましたように、私どもで個票審査要領というものを請負業者に提示いたします。これは入札の段階で、説明会の段階で説明会に参加した事業者に全てお配りしておりますけれども、要するに、先ほど言いましたように、前年比とのチェックをやっていただく。例えば桁ずれのチェックでありますとか、段ずれのチェックでありますとか、あとは、前年の調査項目、その当該項目の平均値を閾値として設けて、例えばそれはなぜ必要かという、新規対象などについては前年のデータがないわけでありまして。そこに大きな数字が入ってきた場合に当然前年比が大幅に増加したりなどしますので、その値に桁ずれがないかどうかということも判断しなくてはいけないので、当然その閾値で判断していただくとか、そういうところは疑義照会をしていただく。

そのために、個票審査上、必要最低限の審査をお願いさせていただいているところがございますが、あと、そのほかに請負業者の工夫によって、もう少しこういった細かい審査が必要だということをご提案の内容で判断させていただくという形になります。

毎年、入札に当たりましては、参考見積もりとして三、四者に依頼させていただいております。その見積もりベースでございますけれども、システムのかかる費用としては、それぞれ参入業者の受け方にもよるとは思いますが、大体二、三百万のシステムの費用ということで見積もりが出ている状況でございます。

○石堂主査 ツールという言葉にちょっと引っかかってしまうわけですが、実際にはその違いを調べる一般的な方法があつて、おそらく業者さんは同じようなやり方でやっているのではないかと思うんですけれども、実際には段違いがないか、桁違いがないかというのを調べる、何かソフトを組めということなんですか。

○吉町参事官補佐 そこは業者の判断によると思います。だから、どういったツールを用意しなさいとかという細かい指示を私どもはしません。ただ、あくまでも私どもが提示する個票審査要領ができるようなアプリケーションをつくってくださいということでございます。

○石堂主査 だけど、これは22年から外注にかけたと言っていましたけれども、その前

は経産省自身がおやりになっていた。

○吉町参事官補佐 いいえ。調査開始からこれは外注化してございますので。

○石堂主査 ああ。これはそのときから外注。

○吉町参事官補佐 以前から国でやっていたものでもないものですから。国でやっていたら、当然そういったシステムを構築していますので、当然それを提供するという事は考えられますけれども、最初から民間に委託というか、外注しているものですから、そういうシステムがない中で始まったという状況です。

○石堂主査 何か経産省さんが審査要領等を決めていると考えれば、それをやるにはこういう方法がいいんですというのを提示してやったほうが合理的でないかという気もするんですけれども。

それで、それに対して、例えば業者さんのほうから、いや、それはもっとうやっただほうがいいのではないかという提案を出させて、ベストだと思うものを決めていくほうが何かいいような感じを受けますけれども、それをあえてやらないのは、何か理由は。

○吉町参事官補佐 かえってそうやって縛りをしてしまいますと、逆に参入にしづらくなるのではないかと考えています。

私どもは最低限、先ほど言いましたように、前年比チェックがちゃんとできるかどうかというのは当然私どもに見せていただきます。請負業者がつくった中身を見て、本当に私どもが最低限提示した個票審査ができるのかどうかというチェックをした上で走ってもらいます。

○石堂主査 考え方はわかりましたけれども、そのやり方を経産省さんのほうが示すという考えはないんですね。

○澤野室長 担当から申しあげましたように、ベーシックなところは私ども提示しておりますけれども、むしろ私どもの期待といたしましては、民間事業者の創意工夫を生かして、「もうちょっとこういう審査をしたほうがより精緻な審査ができるのではないか」という提案も非常にウエルカムだと思っています。

従いまして入札時に、プレゼンをさせていますけれども、例えばこのような審査方法が良いと思いますといった前向きな提案も含めて出していただきたいというふうに考えております。

○石堂主査 ちょっと誤解していたらあれですけれども、どういう審査をするかということと、その示された審査をどういうふうに進めるかという手続と違いますか、プロセスと

いうのは違うと思うんです。

今のお話というのは、どちらかというと、もともになる審査、どんな審査がいいかというお話に聞こえたんですけれども、そうじゃない。

○澤野室長 コアな部分は私どもが提示したものを最低限やっていただき、それに付加的な審査方法、例えば合計値でも比較したらいかがでしょうかとか、いろいろな提案もございますので、そういうものも受け入れたいと思っています。そこは自由度を奪わないようにというのは先ほど担当から申し上げたところです。

○石堂主査 自由度を奪わないようにといえば1つの理屈だと思えますけれども、むしろ個々の業者がその要領を読んで、自分で考えて開発するというところに相当手間暇かけざるを得なくなるのではないかと。基本はこれでやってくださいというのを、私はコンピューター詳しくないのであれなんですけれども、ソフトを渡すなり、資料を渡すなりして、これでやってくださいというほうが何か合理的な気がするんですけれども。

○澤野室長 おっしゃるように、基本的事項を満たしていれば、入札条件を満たさないというわけではありませぬので、私どもも最低限のラインを押さええていただければそれで結構だと思っています。それにプラスアルファがあればもっといいということで、その点、つくり方は任せますという、そういう書き方にしています。

○石堂主査 はい。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○井熊副主査 今の話で、このツールという話で何点かあるんですけれども、だとすると、ツール作成ではなくても、過去のを流用でもいいんですよね。過去その会社が持っていた。

○澤野室長 流用でも結構です。それは構いません。

○井熊副主査 そういうのはわかるようにしたほうがいいのかということと、あと、この総合評価の中で、51ページで、2.2の中に組織及び本業務従事予定者の経験、能力、資格というのがあるんですが、白いところで、本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識という表現があるんですけれども、ここで言う調査内容に関する専門知識というのはどういうものに関する知識のことをいっているんですか。対象となる業務のこと、対象となる事業のことをいっているんですか。

○吉町参事官補佐 ここは2つございまして、まずはその調査を私どもで調査対象を選定するわけなんですけれども、その企業が、継続であればすぐにわかるんですけれども、新

規対象などにつきましては、果たして私どもが調査対象とした企業が調査対象となる事業をやっているのか否かという判別をまずしなくてはいけないというのが1つはございます。

それから、調査票の項目自体の知識、例えば経理項目などもとってございますので、そういった一般的な経理項目の知識でありますとか、あるいは、情報サービス業というのはどういった業務なのかとか、そういったところを事前にまずわかっていなければ審査は到底できなくなってくると思いますので、調査業務を行うに当たりその必要最低限の調査業種の知識があるかどうかの判断が必要になりますので評価項目として設定しているところでございます。

○井熊副主査 先ほどご説明いただいたこの業務の流れから見ると、調査票の作成は省のほうで行って、それでやるわけですから、要するに調査業務をきちんとやっていただければいいわけであって、例えば情報サービス業に対する知識が必要な作業には見えないんです。

○吉町参事官補佐 実は実際に調査票をお配りしますと、調査対象からこの調査の該当になるかどうかという照会が相当あります。その企業がこの調査の対象になるか否かという判断もある程度していただくことになります。最終的には私どもが判断しなければなりませんので全てを求めているわけではございませんけれども、企業からの回答をスムーズにやっていただかないと、その後の回収とかにも影響してくるものですから、ある程度の知識をもっていただくことが重要と考えています。

請け負った業者の担当が判断に悩むものは、当然私どもに連絡をいただいて、私どもが最終的に調査対象になるか否かという判断をいたしますが、調査対象からのクレーム的な部分、対象になるか否かとか、そういったところの入り口の部分の質問等も相当あるものですから、そういう意味で、業種の知識というものを事前に把握していただきたいということでございます。

○井熊副主査 だとしたら、この書き方は調査業務に関する専門知識であって、例えば今、おっしゃったようなことが、情報サービス業に関する業界知識があるからといって判断できるようなには私はあまり思わないんですけれども、こういう調査の業務の専門知識という表現のほうがいいのかというふうに思います。

それから、あと、回収率なんですけれども、55ページの結果を見ると、回収率が未達のものがありますね。55ページの表だと、調査票⑥というのは回収率57.2%で未達のものがあるんですけれども、この未達のものはどうなったんですか。

○吉町参事官補佐 調査票⑥でございますか。

○井熊副主査 そうです。

○吉町参事官補佐 ここは私どももすべからく60%を超えていただきたいというふうに考えておりますけれども、先ほど言いましたように、調査業種によっては協力度合いが低いところはどうしてもあるものですから、そこはなるべく60%という目標を掲げていただきながら、60%を達成する努力はしていただきたいと考えております。結果的に57.2%という状況でございますけれども、そこは私どもとしては限りなく60%を超える形でのお願いはしたいと思っております。

ただ、やはりそこはどうしても一般統計調査のため義務がないものですから、拒否されてしまうとどうしようもないという部分がございますので、そこは私どもが請負業者に何が何でも60%を超えてくれというところまではなかなか踏み込めないというような状況です。

○井熊副主査 そうすると、60%は目標であって、この請け負った事業者さんが相応の努力をして、その結果、未達はあり得て、その場合、ペナルティーとかは発生しない。

○吉町参事官補佐 ええ。そこはそうです。

○井熊副主査 何か一言注意書きでも書いておいたほうがいいのかと思うんですけれども。

○吉町参事官補佐 それからもう1点、今、回収率のお話ございましたので、私ども60%という回収率を掲げさせていただいておりますけれども、あくまでも統計精度の向上という意味では、回収率だけの問題ではなくて、当然ウエートの高い企業が回収されない、そこはやはり精度に影響してきますので、そういった部分も考慮して重点企業にも力を入れて督促努力をしていただくよう請負業者をお願いして統計精度の向上を図っていくということでございます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○廣松専門委員 今、いろいろ質疑応答の中で出てきたことでほぼ尽きると思うんですが、特に最初の審査ツール、集計ツールに関して、これはこの調査に限ったことではなくて、もう少し大きな観点から、ほかの統計調査も含めて横並びに審査の基準というか、客観的な方法を整備できないかというような意見もあります。ただ、それぞれの調査に歴史的な経緯もあり、一律全ての統計調査に統一した審査基準を適用することが可能かどうかというのはまだ必ずしも十分議論されていません。おそらく、この情報通信業基本調査に関しては、これまで実施要項にあるような形で行われてきたんだろうと考えています。

確かにおっしゃったとおり、審査だとか集計の方法に関して、民間の事業者の方からいいアイデアが出てくれば、それはぜひ積極的に取り上げていただいて、いわばほかの調査の見本になるような形のものを示していただければ、私はそれがいい方向ではないかというふうに感じております。

それから、今、議論になりました回収率に関して、確かに一般統計なものですから、なかなか難しい。ほかの一般統計に比べると、60%というのはちょっと高目かという気もしなくはないんですけども、ただ、この調査というか、この調査が対象としている情報通信業自体、今、大変社会的にも、経済的にも注目を浴びている業種ですので、とりあえずは60%ということにはなっていますが、経済産業省さんのほうからも、民間の事業者に対しても努力をもっとするように、これはお願いベースにしかならないかもしれませんが、そちらの意味での努力をしていただければと思います。

以上です。

○石堂主査 ほかにありますか。はい。

○梅木副主査 済みません。評価項目のことで1点確認させていただきたいんですけども、実施要項の51ページに評価項目一覧というのが添付されているんですが、項目の2.2、実施体制というところで、約10万項目以上の統計データの処理実績を有するかとあるんですけども、済みません、ちょっと素人なので、10万項目と聞いたときにうわっと思うんですけども、これは統計を調査する場合にはわりと標準的なレベルということで、特に問題はないということですか。

○吉町参事官補佐 標準的といいますか、私どもこれを入れているのは、今の実績で言いますと、70万のデータを取り扱っているわけでございます。そうすると、ある程度のデータ処理容量をこなせるだけの処理実績がなければ、この調査は実施できないのではないかとということで、最低限の値として10万という形の処理能力の設定をさせていただいているというところでございます。

○梅木副主査 わかりました。

今、お伺いすると、70万が実態ということなので、10万項目以上だと、逆に低いのかと思ったんですけども、実際、どれぐらいの項目を調査されているというのも、実施要項のどこかに実績として、参考情報として記載されているのでしょうか。

○吉町参事官補佐 データ量は実施要項案には記載してございません。それは年によって記入される項目量が変わってくるものですから、変動が大きいので、そこはあえて書いて

ございませんけれども、当然、回収する企業数はどのくらいであるとか、印刷部数がどれくらいであるとか、参入業者が入札金額を算定するために必要な基数については明確にして書かせていただいているという状況でございます。

○梅木副主査 わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○石堂主査 あと、今日、この場にはあまりふさわしくないかもしれないんですけども、総務省との共管だというふうに書かれていて、そもそも何で分けてやっているのかというのは。

やられていて、共管であることの何かメリットというのはあるのかという、メリットを感じるかというのが1点です。

それと、もう1つは、総務省でやっているものと同じような統計の作業の発注のときの仕様のすり合わせみたいなことはやっているのか。その2点をちょっとお伺いしたい。

○吉町参事官補佐 まず、メリット、デメリットといいますと、私どもとしては、やはり1つでやったほうが、それはメリットがあるだろうと思っています。ただ、どうしてもそこは所管がございますので、所管部分は所管の省が責任を持ってやるということで、開始当初から共管でやらせていただいているというところでございます。

それから、仕様のところについては、すり合わせはしてございません。それは総務省は総務省の方で総合評価方式ではなくて、たしか最低価格落札方式でやられていると思いますので、そもそもそういう方針も違いますし、それから、調査票①は共通していますけれども、調査票②とか③は総務省の独自の項目で設定しているものですから、そこは総務省の考え方が当然おありでしょうから、そこまでの仕様書のすり合わせというものはやってございません。

○石堂主査 項目の違いは当然だと思うんですけども、やはりやり方として、いってみれば、どっちが進んでいるのか、どっちがいいのかという。そうか、総務省さんのやっているここはいい。向こうもこちらのこれがいいという、それがここにある連携ではないかと思うんです。だから、そういうのも必要かという感じがします。

○吉町参事官補佐 その点については今後、総務省とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 若干文言の修正等あるかと思しますので、その辺経産省のほうで引き続きご検討いただきまして、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に意見募集を行うようにということをお願いしたいというふうに思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(経済産業省退室)

— 了 —